大阪市部活動指針

～プレイヤーズファースト～

平 成 ２５ 年 ９月

大 阪 市 教 育 委 員 会

（令和2年 12 月改定）

～ はじめに ～

子どもたちが、生涯にわたって健康で活力ある生活を送るために、部活動は重要なものであります。とりわけ自己の発育・発達の程度にふさわしい部活動を行うことは、心身の健全な発達を促進するのみならず、生涯を通じてスポーツ活動や文化的活動を実践していく上で、とても大きな意義を有しています。

部活動は、学校教育活動の一環として、学年や学級を離れた集団として、自主的・自発的な活動を展開し、生徒同士がお互いに協力し合ったり、自己の責任を果たしたりする等、社会生活を営む上で必要な協調性、責任感を培うとともに、個性の伸長、体力の向上を図るなど、その役割には、保護者や地域からも大きな期待が寄せられています。

しかしながら、平成 24 年 12 月 23 日、大阪市立桜宮高等学校２年生の男子生徒が自宅で自ら命を絶つという痛ましい事案が発生しました。

当該生徒は男子バスケットボール部に所属しており、顧問教諭による厳しい指導や暴力行為があったこと等が判明しました。

教育委員会としましては、生徒のかけがえのない命、取り戻すことのできない命を失う事態に至った、この事案を極めて厳しく受け止めております。

教職員による体罰・暴力行為等は、法律で禁止されているだけではなく、生徒の人権を侵害する、あってはならない行為であり、教職員としての指導力の未熟さを表しているといえます。

学校教育活動の一環である部活動において、このような体罰・暴力行為等は絶対に許されるものではありません。そして、部活動とは生徒にとって喜びと生きがいの場でなければなりません。そのため部活動指導は生徒の意志や成長を最優先に考え、生徒が自ら考え行動できる力を育てること、すなわちプレイヤーズファーストの精神に基づき行われるべきものです。

そこで、本市における中学校・高等学校すべての部活動のあり方を示した「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を平成 25 年 9 月に策定し、この指針に基づき、健全で充実した部活動が実現されるように学校・保護者と共に取り組んでまいりました。

そして、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立った「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。本市におきましても、そのガイドラインの観点を踏まえた上で、新たに「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を改定することといたしました。

今後も引き続き、学校・保護者と教育委員会が一丸となって、健全で充実した部活動が実現されるように取り組んでまいります。

平成 30 年 7 月
大阪市教育委員会

〈　目　次　〉

１　部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　部活動の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

３　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

４　開かれた学校・部活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

　　部活動の方針について

　　開かれた部活動について

　　指導・運営に係る体制の構築

５　プレイヤーズファーストの部活動・・・・・・・・・・・・・・・・　6

　＜顧問（指導者）の役割＞

　　生徒が主人公の部活動

　　長期的な観点に立ち、科学的根拠に基づいた部活動

　＜適切な休養日等の設定＞

　＜保護者のみなさんへ＞

　　保護者もプレイヤーズファースト

６　教育委員会による部活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

７　部活動の安全な実施と事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・　11

８　体罰・暴力行為、ハラスメント、いじめの排除・・・・・・・・・　13

部活動指導者の皆さんへ　～プレイヤーズファーストの推進～・・・　14

別紙資料　　基本的な考え方

1 部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として位置づけられ、スポーツ・文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、顧問（指導者）の指導のもとに、自主的・自発的に活動を行うものであり、各学校において多様に展開されています。

また、部活動は、その活動を通じて豊かな教養と幅広い人間性を育み、他者を慈しむ心をもった人材の育成をめざして行われなければなりません。

①　ヒューマンマインド（人間性・倫理性）の育成
部活動を通して、個人の自律性に基づく集団づくりに積極的に取り組む能力を育てる。

②　ソーシャルマインド（社会性・公共性）の育成
部活動における奉仕活動や社会貢献活動等他者を思いやる行動を通して、社会性や公共性を高め、総合的な「人間力」を育てる。

これらの２つのマインドを育むことに重点をおき、在籍するいずれの生徒も、活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切です。

そして、部活動の指導においては、生徒の能力等に応じた技能や記録、成果の向上をめざすとともに、互いが協力し合って友情を深める等好ましい人間関係を育み、人とのつながりや支え合いの形成ができるような達成感・連帯感が得られるなど活躍の場や居場所となり得るよう支援することが大切です。

単に勝敗にこだわったり、技術の向上や結果だけを追い求めたりするのではなく、顧問（指導者）は部活動を通して生徒の心身の成長にともない、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することも大切です。

また、顧問（指導者）は、生徒が部活動のみに時間をかけるのではなく、十分な休養の確保や学業との両立など、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることも重要であり、学校全体で指導体制を構築し、生徒の多様なキャリアや志向等を念頭に、長期的な観点で生徒の成長を見守っていくことが必要です。

何よりも顧問（指導者）が常にプレイヤーズファーストの意識を持ち、関わる大人たちが力を合わせて生徒の理想の環境を提供することが重要です。

2 部活動の位置づけ

「中学校学習指導要領」（平成 29 年３月告示）・「高等学校学習指導要領」（平成 30 年３月告示）の「総則」において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、接続可能な運営体制が整えられるものとする。」と示されております。

部活動の位置づけ

〇生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。

〇学校教育の一環として、教育課程と関連づけて取り組まれる。

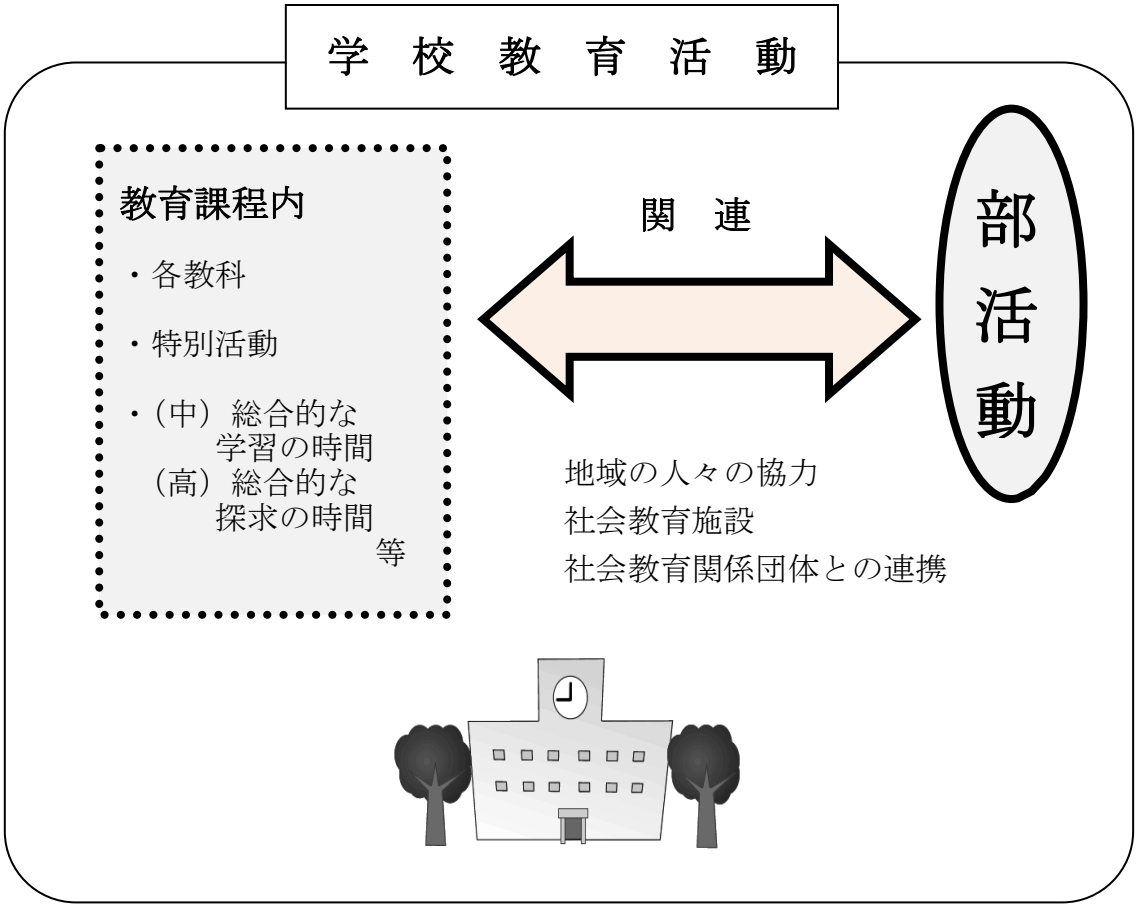

3 基本的な考え方

部活動指導に取り組む中で重要となる基本的な考え方を６つにまとめました。

校長と顧問（指導者）は、教職員全体の共通理解のもと、生徒と保護者とのコミュニケーションを十分に図るとともに、地域とも連携し、以下の６つの基本的な考え方に基づいた部活動指導体制の実現に努めます。

① 生徒の自主的・自発的な活動

部活動は、生徒の自主的・自発的な活動（強制されるものではない）であり、生徒にとって達成感や連帯感が得られるなど、活躍の場や居場所となり得る活動である。

② バランスのとれた心身の成長と学校生活

部活動は、将来、生徒たちが社会的に自立していくための力の育成に資するものであり、十分な休養の確保や学業との両立など、バランスのとれた心身の成長と学校生活の実現を図り、学校教育の一環として教育課程と関連づけて取り組む。

③ 生涯にわたって健康で活力ある生活を送るための部活動

生徒の多様なニーズを踏まえ、生涯にわたって健康で活力ある生活を送るために、生徒の可能性を引き出せるような部活動を実践する。

④ 安全・安心な部活動

生徒の体力や技能に応じた活動計画を作成するなど、生徒にとってバランスのとれた生活や成長に配慮し、科学的な根拠に基づいた合理的な指導による安全・安心な部活動に努める。

⑤ 持続可能な運営体制の構築

外部人材を活用することで、地域人材の発掘や社会教育団体・民間企業等との連携を図り、開かれた部活動として持続可能な運営体制を構築する。

⑥ 体罰・暴力行為、ハラスメント、いじめの排除

体罰・暴力行為、あるいは人格を否定するような暴言等によるハラスメントやいじめを認めず、これらを許さない部活動づくりに取り組む。

4 開かれた学校・部活動の推進

校長による部活動方針の決定と開かれた部活動

学校の教育活動の一環として部活動を活性化するためには、校長がリーダーシップや裁量を十分に発揮することが重要です。生徒・保護者や顧問（指導者）が互いに安心して取り組めるようにするためには、部活動が顧問（指導者）と生徒の閉鎖空間にならないようにすることです。顧問任せの部活動が体罰・暴力行為等につながります。チェック機能体制の充実を図り、環境改善や組織体制の整備をして、開かれた学校・部活動づくりをすすめることが不可欠です。

部活動の方針について

○「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づき、校長は、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。

○生徒・保護者が安心して部活動に取り組めるよう組織体制の整備を行うこと。

○顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

開かれた部活動について

○校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を、学校のホームページへの掲載により公表するとともに、「学校の部活動に係る活動方針」及び活動計画に基づいた指導が行われているか確認する等、日常的に部活動の状況を把握し、その運用を徹底する。

○顧問会議等を定期的に実施することにより、教職員との意見交換及び情報の共有化に努めること。また、日常的にはチェック機能体制等の整備をすすめ透明性の高いシステムの構築に努めること。

○学校協議会において、部活動の状況の報告を行うこと。

○学校と保護者が部活動の意義や目標を共有し、その運営を日常的に点検する等開かれた部活動の推進に努めること。また、活動計画や成果等を積極的に学校のホームページ等により公開・発信すること。

○部活動の充実に向け、地域の人材発掘とともに社会教育施設、社会教育関係団体等との連携を図ること。
○ボランティア活動等、地域や社会に向けて積極的に社会貢献を実施すること。
○生徒のスポーツ並びに文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子どもを育てるといった視点に立った取組を進めること。
○部活動・スポーツ活動に関しての推薦等による生徒の進路（進学・就職）については、生徒・保護者の意向を十分に踏まえ、校内進路委員会で推薦内容を確認する等、公平・公正な進路指導に努めること。
○部活動に関わる保護者負担の費用については、保護者に対して十分に説明し、過度の負担にならないよう配慮すること。

指導・運営に係る体制の構築

○校長は、生徒や教諭の人数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教諭の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動の設置に取り組むこと。
○上記のことを踏まえた上で学校の実情に応じて、レクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置にも取り組むこと。
○校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教諭の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。
○校長は、部活動指導にともなう長時間勤務の解消を図るとともに、教職員の時間管理、健康安全管理等に適切な指導を行うこと。

顧問任せの部活動は体罰・暴力行為につながる。

□　閉鎖空間を作らない。チェック機能体制を構築する。

□　校長のマネジメントにより部活動を改革する。

□　「学校の部活動に係る活動方針」に基づいているかチェックする。

5 プレイヤーズファーストの部活動

すべての生徒にとって、
達成感が得られ、喜びと生きがいの場となる部活動

部活動は仲間とともに取り組む場であり、各自の良さを認め合う場です。そして生涯を通じてスポーツ活動や文化的活動を実践していくものです。しかし、部活動において、勝利至上主義の考え方から結果だけを追い求めるといった指導が行われる場合も少なからず見受けられます。顧問（指導者）は、長期的な観点に立ち、生徒の意志や成長を最優先に考え、生徒が自ら考え行動できる力を育成する指導を行わなければなりません。すべての生徒に達成感や連帯感を与え、喜びと生きがいをもたらす理想の環境づくりに努めます。

【 顧問（指導者）の役割 】

生徒が主人公の部活動 ⟹ 勝利至上主義より生徒第一主義

○生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒の個性を理解し、生徒が主体的な判断のもと、自主的・自発的に活動できるよう指導することが重要である。
○生徒の参加が強制にあたることのないようにするとともに、生徒の人格を尊重し、能力や適性、興味・関心に対応した柔軟な部活動の運営に努める。
○生徒が部活動にのみ時間を使うのではなく、学業や地域活動への参加など、総合的な「人間力」の育成と「自己実現」の支援に努める。
○「学校の部活動に係る活動方針」や活動計画・活動内容について保護者に周知して理解を得るように努める。

長期的な観点に立ち、科学的根拠に基づいた部活動
⟹ 今日の結果より未来の成長

○生徒の多様なキャリアや志向等を念頭に、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成することに重点を置くこと。
○短期的な結果を追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見据えた部活動指導を行うこと。
○専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、正しい知識を得た上で科学的根拠に基づいた合理的な練習方法を適用した指導により生徒の可能性を引き出すとともに、健康・安全の確保やスポーツ障がい・外傷の予防に留意した活動を行うこと。

【適切な休養日等の設定 】

《基準設定の趣旨》

部活動における休養日及び大会等や地域の行事、催し等の参加を踏まえた活動時間について、成長期にある生徒が、学校生活と食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下に示す基準を設定する。校長及び部活動顧問は、この基準に則り、各部活動の休養日及び参加する大会等や地域の行事、催し等を精査した活動時間を設定し、運用することとする。

（１） 学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会や発表会への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、振り替える際には、週間、月間等で活動頻度を確認するなどバランスを考慮すること。）

（２） 上記（１）の他、休養日として設定していた日に活動が必要となった場合、生徒及び保護者からの理解を得られる範囲で他の日に代わりの休養日を設定した上で、校長へ書面により申請する。校長は、生徒のバランスのとれた生活に支障がない範囲であるとの判断のもと承認する。

（３） 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。（例えば、夏季休業中などに連続して一週間程度の休養日を設ける等）

（４） １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には準備、片付けや移動の時間は含まないが、安全に留意し短時間で行えるように工夫する。

（５） 週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等への参加について、校長は、（１）に示した適切な休養日の設定や、計画的な休養日の振替だけでなく、国のガイドラインに示されているとおり、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことも十分考慮する。そのうえで、別紙資料（「部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限を精査する目安等についての基本的な考え方」）を参考にして、各部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

（６） 高等学校についても上記（１）～（５）を原則として適用する。その際、高等学校段階では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点とともにスポーツ庁がガイドラインで示した下記※の内容に留意し、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じた運用にあたること。

※「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29 年 12 月 18 日　公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

「勝利至上主義より生徒第一主義」

- □　プレイヤーズファーストの部活動を構築する。
- □　生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
- □　生徒が十分な休養の確保や学業との両立など、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- □　科学的・合理的な部活動指導を行う。
- □　練習量でなく、質に重点をおいた部活動指導を行う。

【 保護者のみなさんへ 】

保護者もプレイヤーズファースト

○生徒自らの活動である部活動の本質をふまえ、保護者のみなさんにもプレイヤーズファーストの部活動を理解し、生徒の自主的・自発的な活動を見守っていただくことが大切です。顧問（指導者）とともに生徒を支援していく体制づくりへのご協力をお願いします。

○保護者のみなさんにも「学校の部活動に係る活動方針」や活動内容について十分にご理解いただき、大会・発表会等では活動を通して顧問（指導者）とともに生徒一人ひとりが成長できるよう、ご協力をお願いします。

○保護者のみなさんには、生徒の毎日の生活に関心をもち、規則正しい生活習慣や学習習慣を身につけさせることが求められています。また、栄養のバランスのとれた食事や十分な睡眠時間など体調管理にもご留意ください。

「保護者は生徒にとって一番のサポーターであり、
学校にとっても一番のサポーターです」

- □　生徒の自主的、自発的な活動を見守る。
- □　「学校の部活動に係る活動方針」や活動内容について理解する。
- □　基本的な生活習慣を身につけさせる。

6 教育委員会による部活動支援

コーチングマインドを重視した部活動を支援します。
科学的根拠に基づいた部活動指導を支援します。
持続可能な運営体制の構築を支援します。

顧問（指導者）は、部活動が学校教育の一環として行われるものであるということを認識した上で、部活動指導においては生涯にわたりスポーツ活動や文化的活動を通じて豊かな教養と幅広い人間性、他者を慈しむ心の育成をめざすという長期的な観点が必要です。

また、これからの顧問（指導者）には、生徒の個性を尊重し、生徒が主体的に判断し行動できるような指導や、発達段階に応じた質の高い指導力が求められます。

そのため、関係団体等と連携し専門的知識を有する指導者を招聘するなど、コーチングマインド（生徒の自主性を尊重する。生徒理解を深める。コミュニケーションに重点をおく）に基づいた指導方法や科学的に検証された最新の指導方法の研修を充実させ、顧問（指導者）の指導力向上を図ります。

さらに、部活動指導体制の充実と教員の長時間勤務の解消を図り、その効果等を検証して持続可能な運営体制の構築を支援します。

部活動のあり方研究に取り組みます。

部活動の喫緊の課題として、部活動指導の専門性を有した教員の不足、顧問の過剰負担・長時間労働があります。その課題の対策について検討するために『部活動のあり方研究』に取り組みます。

「部活動指導員活用事業」…平成３０年度より実施

部活動顧問として、技術的な指導や学校外での活動の引率等を行う非常勤嘱託職員を配置します。

「部活動指導員」大阪市部活動支援人材バンク登録者の募集

大阪市 HP 参照 http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000424148.html

「部活動技術指導者招聘事業」…顧問（指導者）による技術指導が困難な場合や、一部部活動指導員の配置が困難な場合に限り、学校の実情に応じて技術指導者を招聘します。

部活動指導者講習会等を充実させます。

○コーチングマインドに基づき、生徒が可能性を自ら引き出すことができるように指導する方法を講習します。

○部活動の顧問（指導者）が、指導技術及び生徒の心身の発育に沿った指導のあり方や安全面に対する配慮など、科学的根拠に基づいた指導方法を講習します。

○競技力向上のためだけでなく、試合前の食事、試合中や練習中の水分の摂り方等、栄養に関する学習や体力向上を目的とした講習を充実します。

透明性・公開性を高めます。

○各学校が活動方針、取組や成果を広く公開・発信することで、透明性・公開性を高めるよう推進していきます。

7 部活動の安全な実施と事故の防止

部活動を安全に行うためには、個人や各部だけで対応するのではなく、学校組織として安全な教育環境実現のために努力を重ねることが必要です。

安全教育の実施

○校長は、年度当初に通知している「体育・スポーツ活動における事故防止について」を周知徹底し、部活動における事故の防止に努めること。とりわけ、熱中症等の予防については毎年通知している「熱中症事故の防止」を踏まえるとともに暑さ指数（ＷＢＧＴ指数）の情報に注意し、屋内外を問わず、児童・生徒等の熱中症予防について、特段の配慮を図ること。

【参考資料】

「熱中症を予防しよう―知って防ごう熱中症―」

（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」（厚生労働省）

≪閲覧方法≫

Bee ネットポータル＞メニュー＞様式集＞09 その他＞170 学校体育

○校長はＡＥＤの使用方法や心肺蘇生法等の安全教育に関する校内研修を年間指導計画の中に位置付け、計画的に実施すること。

○生徒に対する安全教育は、防災教育や応急処置・心身の健康管理・事故防止等の指導を通して、日常的・継続的に実施すること。

連絡体制の整備

〇部活動において事故が発生した場合、生徒の生命を守り、負傷等の悪化を最小限に抑えるため、校長は連絡通報体制の確立と、事故の発生に対しどのような対応が必要であるのか、平素から全教職員（含む部活動指導員）、外部指導者に対して周知徹底を図ること。

安全管理（対人管理・対物管理）

〇顧問（指導者）は、生徒の健康状態を的確に把握するとともに、保護者や生徒からの健康相談等により身体の状況や健康状態の理解に努めること。また、生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じた指導を行うこと。

〇活動に当たっては、顧問（指導者）と生徒がともに施設・設備の安全確認を行い、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項の指導を徹底すること。特に施設・設備・備品・用具等について、定期的に安全点検を実施すること。

〇発生した事故については、事故の原因等の分析を行い、安全教育・安全管理のあり方について再検討するとともに、活動内容・方法の改善を図り、事故の再発防止に努めること。

8 体罰・暴力行為、ハラスメント、いじめの排除

大阪市の部活動は、体罰・暴力行為あるいは人格を否定するような暴言等によるハラスメントやいじめを認めず、これを排除します。

体罰・暴力行為、暴言等によるハラスメントは、生徒の人権を侵害する行為であるということは言うまでもなく、それを行った個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を著しく損ない、あらゆる教育活動が効果的に行えない状況になる等、学校教育の推進を阻害する極めて重大な問題です。そして、顧問（指導者）の指導力不足を露呈しているものとも言えます。

しかしながら、部活動指導の中で、顧問（指導者）によるこれらに関する事案が依然として報告されている現状があります。このような行為は、決して許されるものでなく、人間の尊厳を否定するものであるということを、改めて、教職員・保護者を含め生徒に関わるすべての人たちが強く認識する必要があります。また、非合理的なトレーニングや不適切なコミュニケーションにより、生徒の自主的・自発的なやる気を摘み取り、成長を阻害しているといった指導が依然としてなされているケースもあると考えられます。

部活動において、人と人とのつながりの中で助け合う心や、他者を思いやる心を育み、協力して目標に向かって進む態度を養うなど、生徒同士の正しい人間関係を育むことが本来の姿です。生徒間の過度の上下関係やいじめは、絶対にあってはならないものであり、望ましい人間関係を構築するように指導することが重要です。

大阪市教育委員会は、体罰・暴力行為あるいは人格を否定するような暴言等によるハラスメントやいじめを認めず、これを許さない学校づくり・部活動に取り組みます。

部活動指導者の皆さんへ
～プレイヤーズファーストの推進～

これまで、国は、東京オリンピック（１９６４年）の開催を機に、スポーツの振興に積極的に取り組み、その一端を各学校における部活動が担ってきたということは言うまでもない。また、部活動は、学校教育活動の一環として位置づけられ、顧問（指導者）の指導のもとに、自主的・自発的に活動を行うものであり、各学校において多様に展開されている。そして、その活動は、豊かな教養と幅広い人間性を育み、他者を慈しむ心をもった人材の育成をめざして行うものであり、教育的意義は非常に大きいと言える。

一方、部活動の運営は、教員のボランティアに支えられ、部活動が、生活指導上の役割までも担ってきた状況もありながら、部活動指導における顧問（指導者）に対するスキルアップが現場任せになってきた。

そのような中、平成２４年１２月、桜宮高校２年バスケットボール部男子生徒が自らの命を絶つという痛ましい事案が発生した。当該の部活動では、以前から顧問教諭による厳しい指導や暴力行為等があった。その反省を踏まえて、部活動をはじめすべての教育活動から、体罰・暴力行為等を伴う指導を排除し、豊かな人間性を育む教育活動を行うため、平成２５年９月に「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を策定した。

以後、教育委員会は、プレイヤーズファーストを共有概念として掲げ、すべての指導者が自らの責務として、部活動の意義や目的を正しく理解し、生徒が主体的に判断し、行動できるような指導を行うとともに、生徒の成長をしっかりとサポートするための新たな部活動のあり方について発信するなど、体罰・暴力行為等の撲滅に向けた啓発に取り組んできた。その結果、一定、これらに関する事案の減少は見られた。しかしながら、依然として、指導者が一方的な指導に陥ったり、保護者理解が得られないような指導が見られるなど、指導者の意識改革が浸透したとは言いがたい。今後は、顧問（指導者）が変わり続けることができるよう、指導者がスキルアップをめざした研修等に取り組むことができるシステムの構築も必要である。

一方、近年、国においては教員の働き方改革の議論が進められており、教員の長時間勤務の一因として部活動指導がクローズアップされている。その議論のもと、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点から、平成３０年３月にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることが、部活動に求められている。

教育委員会が、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえた上で、改めて「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を示すことで、より一層、生徒が安心して部活動に取り組めるよう、指導者の意識改革に向けた取組を進め、さらにプレイヤーズファーストの精神を広めていかなければならない。

これらの動向を踏まえるとともに、スポーツを「する人」だけでなく「観る人」「支える人」にも着目し、生涯にわたってスポーツや文化等にも親しむことができるよう、新しい部活動のあり方について検討し推進していく必要があると考えている。

教育委員会事務局顧問
柳本　晶一

「体罰・暴力行為・部活動に関する相談窓口」

メールアドレス：iken-jyouhou@city.osaka.lg.jp

ＦＡＸ：０６－６２０２－７０５５

「いじめ・体罰・暴力に関して」

≪弁護士による外部通報窓口≫

メールアドレス：gaibutsuuhou@yodo-law.com

ＦＡＸ：０６－６２２３－５１７０

『大阪市部活動指針　～プレイヤーズファースト～』
平成 30 年 7 月　改定　　令和 2 年 12 月　改定

(参考)
スポーツ庁
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
（平成 30 年 3 月）
文化庁
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
（平成 30 年 12 月）

別紙資料

「部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等（以下、「大会等」とする）の数の上限を精査する目安等についての基本的な考え方」

・部活動指針に基づいた、年間を通じて活動しない週末（土日いずれか１日）及び、定期考査期間、長期休業中のまとまった休養日（オフシーズン）などの活動しない土日を確保したうえで、部活動が参加する大会等の日数を精査することが望ましい。

【例】ある部活動において、原則として（土）が活動日、（日）を休養日と設定し、（日）に大会等が入ると想定した場合

ア　１年間の土日　→　52 週、104 日とする
イ　活動しない定期考査期間の土日　　２日×年間５回程度　＝　10 日程度
ウ　活動しない夏季・冬季休業中の土日（ｵﾌｼｰｽﾞﾝ）　２日×年間２回程度　＝　４日程度

（1）「ア」から、活動しない「イ」、「ウ」の合計日数を差し引く　→　90 日程度
（2）（1）の「90 日程度」から週末の「活動日（土）」の 45 日程度を差し引く　→　45 日程度
（3）（2）の残りの「45 日程度」が、週末の「休養日（日）」の日数とする。
（4）大会等への参加にあたっては、計画的な休養日の振替が可能であり、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、（3）に示す休養日の半数（23 日程度）を上限の目安として、その数を最大限精査する。
（5）ただし、大会等で勝ち上がった場合は、その限りではない。

ア　1年間の土日　104 日

【活動しない土日】
イ　定期考査　10日程度
ウ　ｵﾌｼｰｽﾞﾝ　4日程度

〔ア〕　〔イ＋ウ〕
【1年間の土日 － 活動しない土日】
⇩
残り 90 日程度 ⇒
【90日程度の内訳】
・活動日（土）：45 日程度
・休養日（日）：45 日程度

上限の目安 ： 休養日の半数（23 日程度）

・大会等以外の練習試合や合同練習会についても、本市指針を踏まえ、生徒や顧問の過度な負担とならないよう計画的に実施すること。
・高等学校においても、上記の考え方を原則として適用するが、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じて、計画的に設定すること。